

平成30年9月14日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正 4番 碓 勝 征 7番 吉 富 隆 10番 寺 崎 太 彦	2番 吉 田 豊 5番 漆 原 悦 子 8番 大 川 隆 城	3番 田 中 静 雄 6番 井 上 正 宣 9番 原 田 希
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 野 口 敏 雄 総 務 課 長 高 島 浩 介 財 政 課 長 坂 井 忠 明 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 日 高 泰 明 健 康 福 祉 課 長 江 島 朋 子 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 文 化 課 長 中 島 洋	副 町 長 森 悟 会 計 管 理 者 森 園 敦 志 ま・ひと・じと性銀 建 設 課 長 河 上 昌 弘 住 民 課 長 三 好 浩 之 福 島 敬 彦 税 務 課 長 小 野 清 人 生 涯 学 習 課 長 矢 動 丸 栄 二	
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次	議 会 事 務 局 係 長 江 崎 智 恵	

議事日程 平成30年9月14日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）  
日程第2 討論・採決  
日程第3 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 意見書案第2号

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、これから意見書案を朗読し、提出をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

---

意見書案第2号

上峰町議会議長 寺崎太彦様

提出者 上峰町議会議員 大川隆城

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年9月14日提出

---

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

このような中、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲット

とした歳出削減にむけた議論が加速している。特に、「トップランナー方式」の推進に当たっては、地方行政コストの差が、歳出削減努力以外の要素によるところが大きいことを考慮すべきと考える。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要である。

よって、国会及び政府に対し、以下の事項の実現を求める。

#### 記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税による「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。  
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

7. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月14日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	伊達 忠一 様
財務大臣	麻生 太郎 様
総務大臣	野田 聖子 様
経済産業大臣	世耕 弘成 様
内閣官房長官	菅 義偉 様
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当)	茂木 敏充 様
内閣府特命担当大臣 (地方創生規制改革担当)	梶山 弘志 様

---

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、意見書案第2号の質疑を終結いたします。

これから、意見書案第2号を採決いたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、意見書案第2号は可決されました。

## 日程第2 討論・採決

○議長（寺崎太彦君）

日程第2. 討論・採決。

議案第30号 上峰町税条例等の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 平成30年度上峰町一般会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

この案件につきましても議案審議でも町長さんといろいろと協議をさせていただきましたけれども、農業振興費の6,175千円の案件でございますが、私は議案審議で申し上げたとおり、容認できないという判断をしたところでございます。その理由を説明をさせていただければと思っております。議案審議で協議をいたしましたので、ちょっと割愛させて、要所だけ説明をさせていただければと思っております。

まずですね、この6,175千円につきまして、私は反対の立場から説明をさせていただきます。と申し上げますのが、なぜ反対なのということでございますので、私なりに考えたところを述べさせていただければと思っております。

まず、この6,715千円につきまして、町長の説明では政治判断をされたということをお聞きしております。政治判断と申し上げますと、生命・財産、緊急性があったときに、ほとんど首長さん、執行長さんが政治判断をされて陣頭指揮をとられるということだろうと私なりに解釈をしたところでございます。

そういう中で、この案件につきましては非常に複雑な面がございます。と申し上げますのは、町がこの案件につきましてですね、農地・水の案件ですよ——につきまして、刑事告訴をされておりますよね。そういうことが一番の要因でもあります。これが解決をして、そしてこういった問題が起きたときに、町長が判断をされて救済措置として提案されるならば私も賛成であります。今回につきましてはその告訴が進んでない状況にあるということです。

それから、こうして予算を組むに当たってはですね、受け皿が必要です。どこに6,175千円と、それがまだ、その受け皿がきちっとされてないというふう聞き及んでおります。これがですね、もしこのまま議決になったとすると、受け皿がないのに予算を計上するちゅうことは僕はあり得ないと思っております。

それから、このガイドラインにつきましても、じゃ、町単独で政治判断されました。そう

すると何に使うのという話ですよ、ですね。町単独だから、何に使っていいちゅうことではないと思います。農地・水ということでございますので、恐らくこれは、私の考えでは区画整理をされたところにこのお金が使われるもんだらうと思います。しかしながら、そういった決め事については何ら説明もいただけなかった、そういうことでございます。

この町で単独でされるというのは、財源は一般財源でございますので、皆さんの税金をここに交付するということになろうかと思えます。そういったとがあっただらうかと、僕はこれは時期尚早であって、反対せざるを得ない。もらう側については大変申しわけないと思っています。やっぱり金はあったほうがいいんですよ、ですね。そうしますと、一般財源でございますので、私の考え方としては若干の不公平が出るであらうと思えます。

そういう観点もございますが、何はともあれ、この一般財源から繰り出しをして交付をするちゅうことについては、これはできるものではないと、また、するべきではないと僕は判断をしました。私たち議会についてもですね、チェック機関である以上、わからない部分についてはやっぱり執行部の方に質問をするべきだと思います。そして判断をするというのが議会のあり方だらうというふうに思っております。

私は町長さんとですね、本当に長い時間かけて協議をいたしました。皆さん御案内のとおりです。これは後で議事録を読めばきちっと載ってくると思いますが、私はそういったことも踏まえたところで、この案件については反対をせざるを得ないというふうに考えておりますので、御理解をいただければなというふうに思っておるところでございます。

簡単でございますけれども、私の反対の理由とさせていただきます。

#### ○議長（寺崎太彦君）

ほかに賛成討論ありませんか。

#### ○2番（吉田 豊君）

私は賛成の立場で討論に参加します。

そもそも、農地・水・環境保全対策事業なるものはですね、農林水産省が大規模農家や法人化を推進する旨の農業政策を事業化したときに、現在の残された小規模農家が生産組合で組織している共同作業で、農水路や農道の整備などボランティアで環境を維持してきたところではありますが、小規模農家を切り捨てる農業政策をとったら農村と農地の景観維持はできないということで、農水省に、やれるものならやってみろというふうな憤りを申し上げて、農協の上層部で全農の役員に申し上げ、それを農水省の官僚と交渉した結果、勝ち取った事業と私は認識しております。

12日の議案審議の段階で、不正受給し、現在告訴している事件が解決した後ならば過去にさかのぼってでも補助金の交付を認めるというふうな意見もあったんですが、しかし、私が思うのは、先ほど補助事業の趣旨は毎年その都度行わなければならない維持管理事業、例えば川掃除、農道のバラス散布、農道の草刈り、畦畔の草刈りなど、そういう共同作業に対し

出役した人々に対する費用に充てるなどのための事業費補助であることからです。告訴事件が解決するまで草刈りなどを待ったり、川掃除など各種共同作業を先延ばしできるものではありません。

よって、私は、数人の代表者による補助金の不正受給により、残りの人たちが補助事業が実施できないということでは、行政の公平・公正の地方自治の原則に徹した武廣町長の英断を評価し、大いに賛成するものであります。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに反対討論はありませんか。討論ありませんか。

○1番（向井 正君）

この農地・水・保全管理資金補助につきましては、過去に問題があったということで、大字堤地区の補助金は昨年来停止をされております。しかしながら、農業に携わっておられる農業者の皆さんにとって、農地環境のこの適正な維持管理ができないような状況で、日常の農作業に多大な支障を来しており、農地環境のさらなる悪化も懸念されております。

私は、早期の大字堤地区の農地環境適正化保全のためにも、この必要と考え賛成の立場でございます。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号 平成30年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号 平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 平成30年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 平成30年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第41号 動産の買入れについての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第42号を採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議がないようですので、議案第42号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第42号は同意することに決定いたしました。

議案第43号 上峰町教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第43号を採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議がないようですので、議案第43号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第43号は同意することに決定いたしました。

○議長（寺崎太彦君）

議案第44号 三養基西部土地開発公社定款の一部変更についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

**日程第3 委員会の閉会中の所管事務調査の件について**

○議長（寺崎太彦君）

日程第3. 委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により所管事務の閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、本件につきましては委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（寺崎太彦君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第3回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力、大変ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

**午前9時55分 閉会**

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 寺崎太彦

上峰町議会議員 大川隆城

上峰町議会議員 原田 希